第3編

地域別構想

地域別構想について

地域別構想は、地域の特性をいかしたまちづくりを進めるために、それぞれの地域のまちづくりの将来像や方針などを定めるものです。

本市の大きな特徴として、狭山丘陵のふもとから南へかけて武蔵野台地が広がり、そこに市街地と畑が広がった地形は、市内に共通するものですが、本市の骨格構造に大きな影響を与える多摩都市モノレールの延伸を見据えて、駅を中心としたまちづくりへ転換を図ることを踏まえ、地域区分を設定し、地域ごとの将来像等を示します。

将来都市構造に位置付けた「都市核」と東西の「サブ核」を中心とした拠点形成を図りつつ、多摩都市モノレールの延伸の効果を周辺地域に波及できるよう、3つの核を取り囲む東地域、中央地域、西地域の3地域に区分し、にぎわいや活力、人の流れを生み出す、住みやすいまちづくりを進めます。

また、多摩都市モノレールの延伸を見据え、新たに位置付けた立3・2・4号新青梅街道線の2つの「憩いの核」を含め、5つの新駅を中心として南北ににぎわいが広がるまちづくりを目指します。

＜地域区分図＞

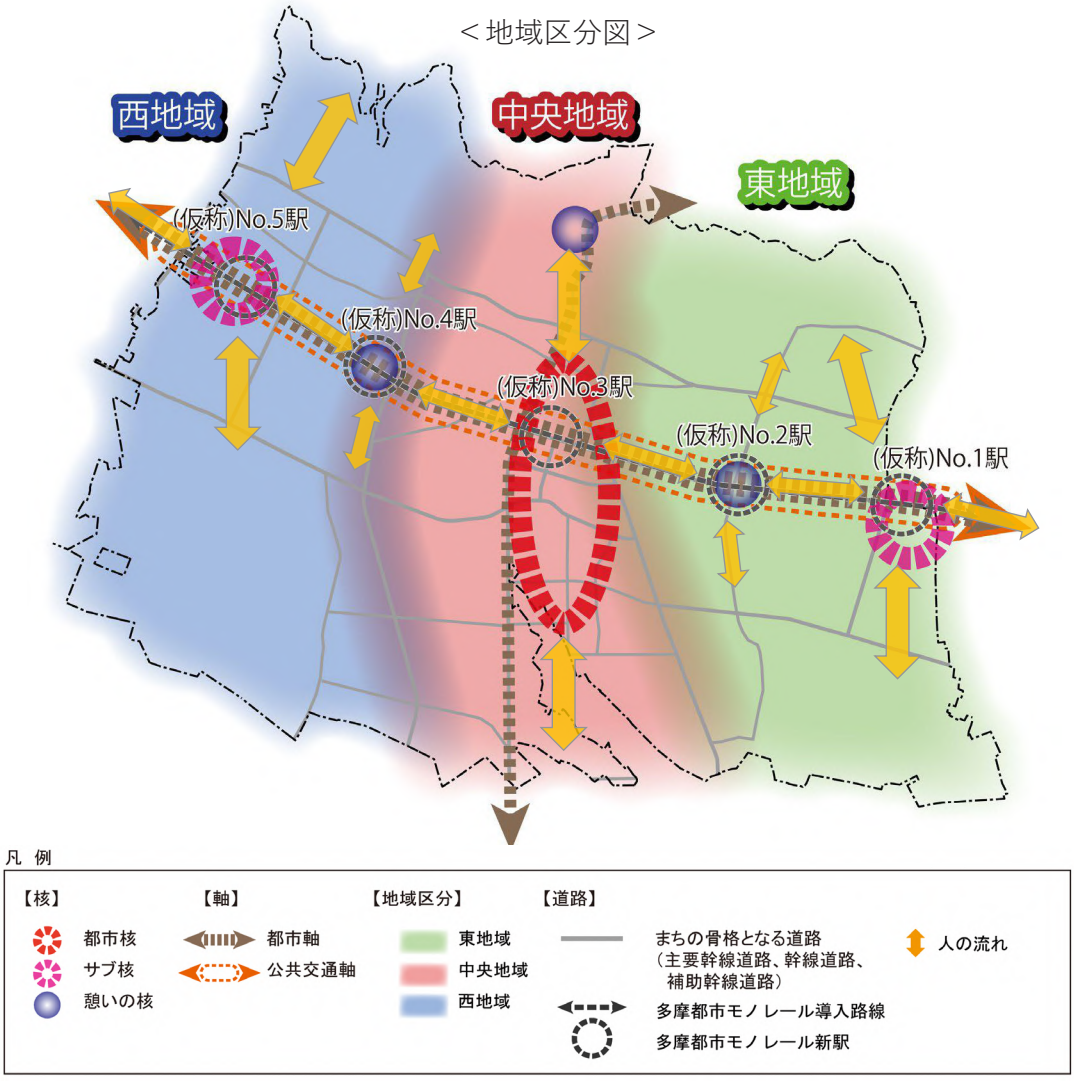

注：まちの一体性、連続性に加え、多摩都市モノレールや立３・２・４号新青梅街道線による東西のつながりが強いことから、必ずしも明確に地域を区分する必要がないと考え、地域をまたいで緩やかに区分しています。
多摩都市モノレールのルート・駅位置は、東京都が令和４年10月に公表した都市計画素案によるものとなります。

全体構想で定めた将来像や将来都市構造、6つの分野別方針を前提とし、地域ごとに将来像や分野別方針を定めます。

＜地域別構想の構成＞

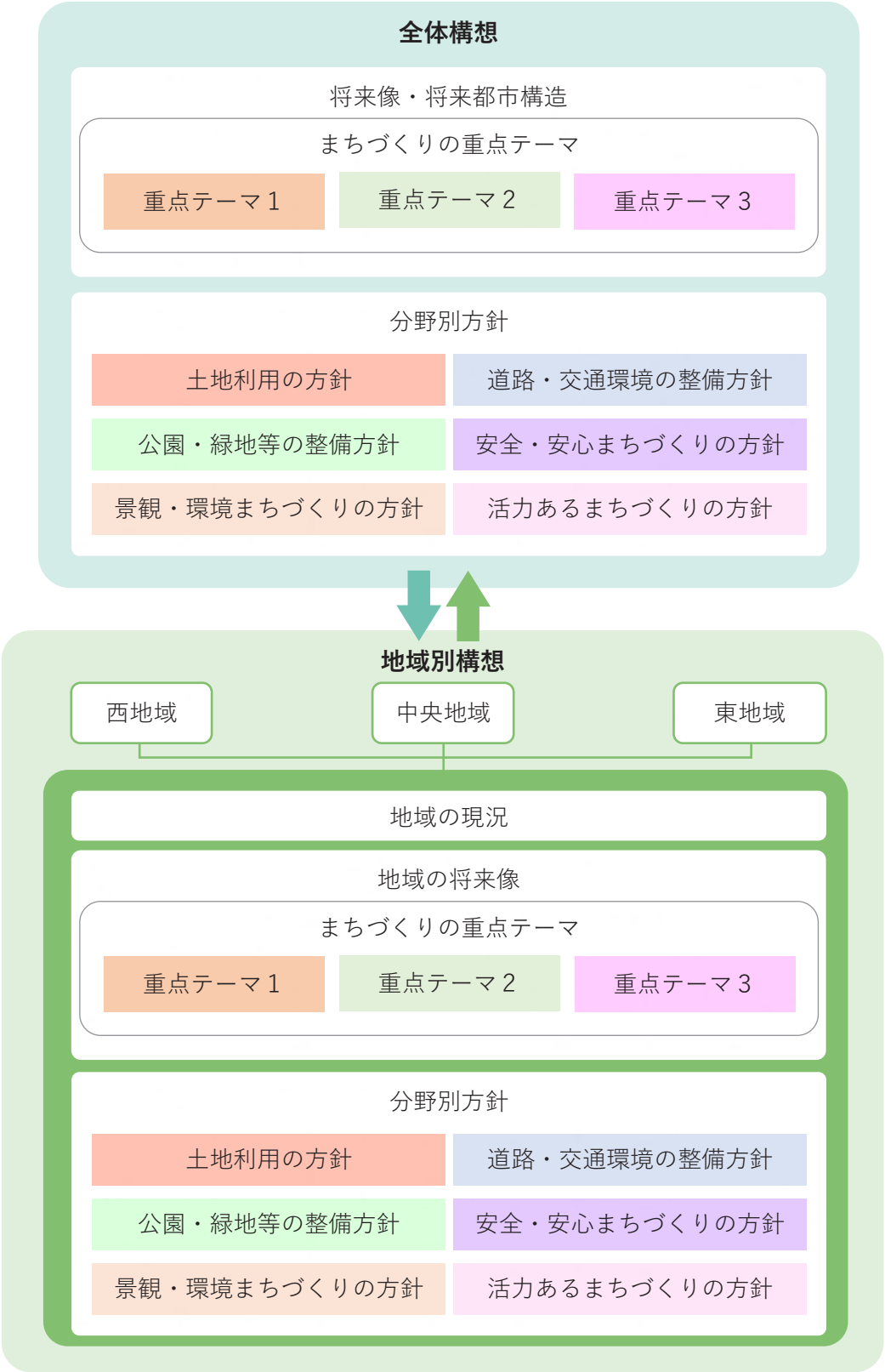

第1章　東地域

1　地域の現況

1－1　東地域の特徴

① 人口

地域人口は、平成17年以降微増しており、3地域で最も人口が多い地域となっています。緑が丘・大南地区は市内で最も人口密度が高くなっています。

② 生活環境

市民総合センター、医療・教育機関などの公共公益施設が多く分布し、雷塚公園や大南公園、湖南衛生組合菖蒲園など市民の憩いの場があります。

地域の約40%を住宅地が占めており、学園四丁目や大南五丁目は、地区計画による良好な住宅地が形成されています。

③ 自然環境・地域文化

狭山丘陵や空堀川南側の生産緑地地区など、豊かな自然環境が広がっており、寺社や慰霊碑など多くの歴史的資源があります。

④ 市街地整備

都内最大級の集合住宅団地である都営村山団地の建替事業が行われています。

多摩都市モノレールの導入空間として計画されている立3・2・4号新青梅街道線の拡幅整備事業が進められています。

＜東地域の人口及び世帯推移＞

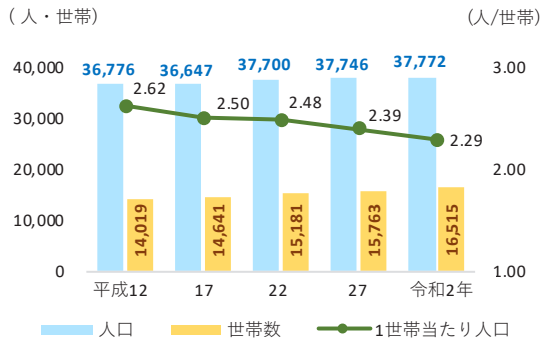

＜東地域の人口密度＞

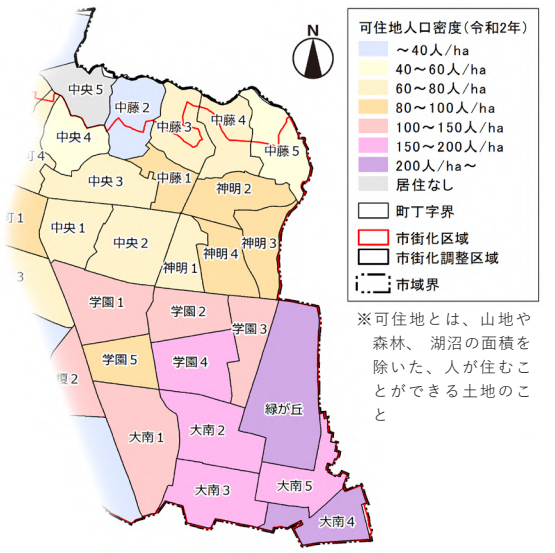

＜東地域の土地利用現況＞

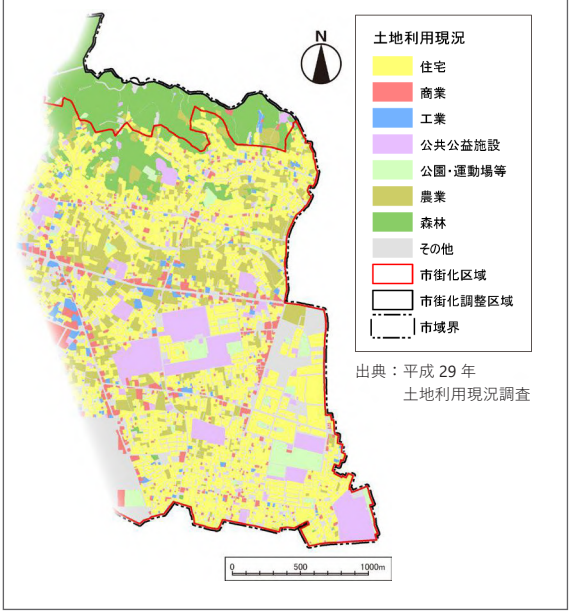

出典：平成 29 年
土地利用現況調査

1－2　アンケート調査による今後のまちづくりに関する意見

MA（複数回答）=637

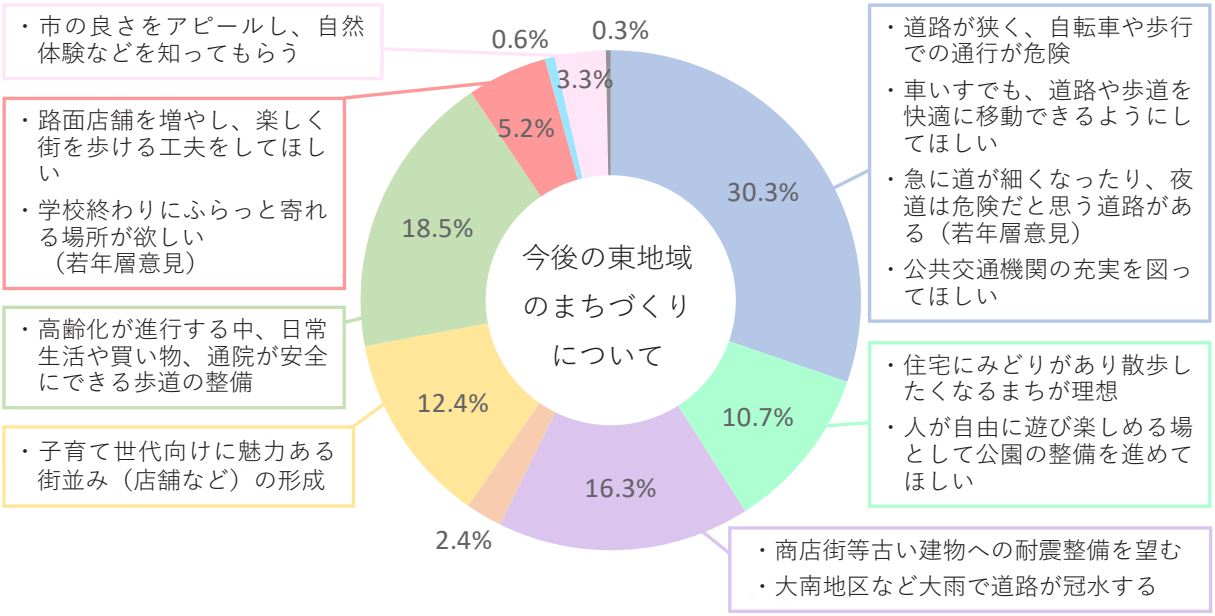

1－3　東地域の主な課題

土	**土地利用**
	（仮称）No.1駅周辺のサブ核や（仮称）No.2駅周辺の憩いの核、都営村山団地の建替事業に伴い創出された用地などでは、多摩都市モノレールの延伸を見据えた計画的な土地利用の誘導が必要です。
道	**道路・交通環境**
	立3・2・4号新青梅街道線や立3・4・39号武蔵砂川駅榎線などの幹線道路の整備や、駅へのアクセス向上のため周辺の道路・交通環境の充実が必要です。
緑	**公園・緑地等**
	空堀川や中藤公園、観音寺森緑地では未整備の箇所が多くあり、身近な憩いの空間として市民が快適に利用できる環境の充実が必要です。
安	**安全・安心まちづくり**
	災害発生時に救援、避難路となる立3・2・4号新青梅街道線や主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)などの沿道建築物の耐震化や、大雨時の浸水被害を防ぐ雨水排水のための公共下水道の整備が必要です。
景	**景観・環境まちづくり**
	狭山丘陵のみどりと調和した景観形成や多摩都市モノレール新駅周辺のにぎわいと活力ある都市景観の形成が必要です。
活	**活力あるまちづくり**
	（仮称）No.1・（仮称）No.2駅周辺では、にぎわいと活力のある駅を中心としたまちづくりが必要です。また、日常的な生活利便性の向上、子育て環境の充実が必要です。

2　地域の将来像

多世代がふれあい　交流とにぎわいがあるまち

重点テーマ１　多摩都市モノレール新駅を中心としたまちづくり

- ◆ 都営村山団地や戸建て住宅地などの住環境向上を図るとともに、道路や公園、公共公益施設等を活用し、滞在空間の形成とにぎわいの創出を目指します。
- ◆ 道路や公共交通網などを体系的に整備し、多世代が集う交流拠点の形成を目指します。

重点テーマ２　市の財産であるみどりを保全するまちづくり

- ◆ 狭山丘陵や空堀川など、豊かな自然環境の維持・保全を図ります。
- ◆ 生産緑地地区を保全するとともに、体験型市民農園として活用するなど、人と自然のふれあいを大切にするまちづくりを目指します。
- ◆ 地域の資源であるみどりと歴史に愛着を持ち、楽しく暮らせるまちづくりを目指します。

重点テーマ３　災害に強い、活力あるまちづくり

- ◆ 緊急車両が通行できる生活道路の整備を図るとともに、誰もが安全・安心に通行できるまちづくりを目指します。
- ◆ 身近な商業機能の維持・活性化を図り、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

＜将来像のイメージ＞

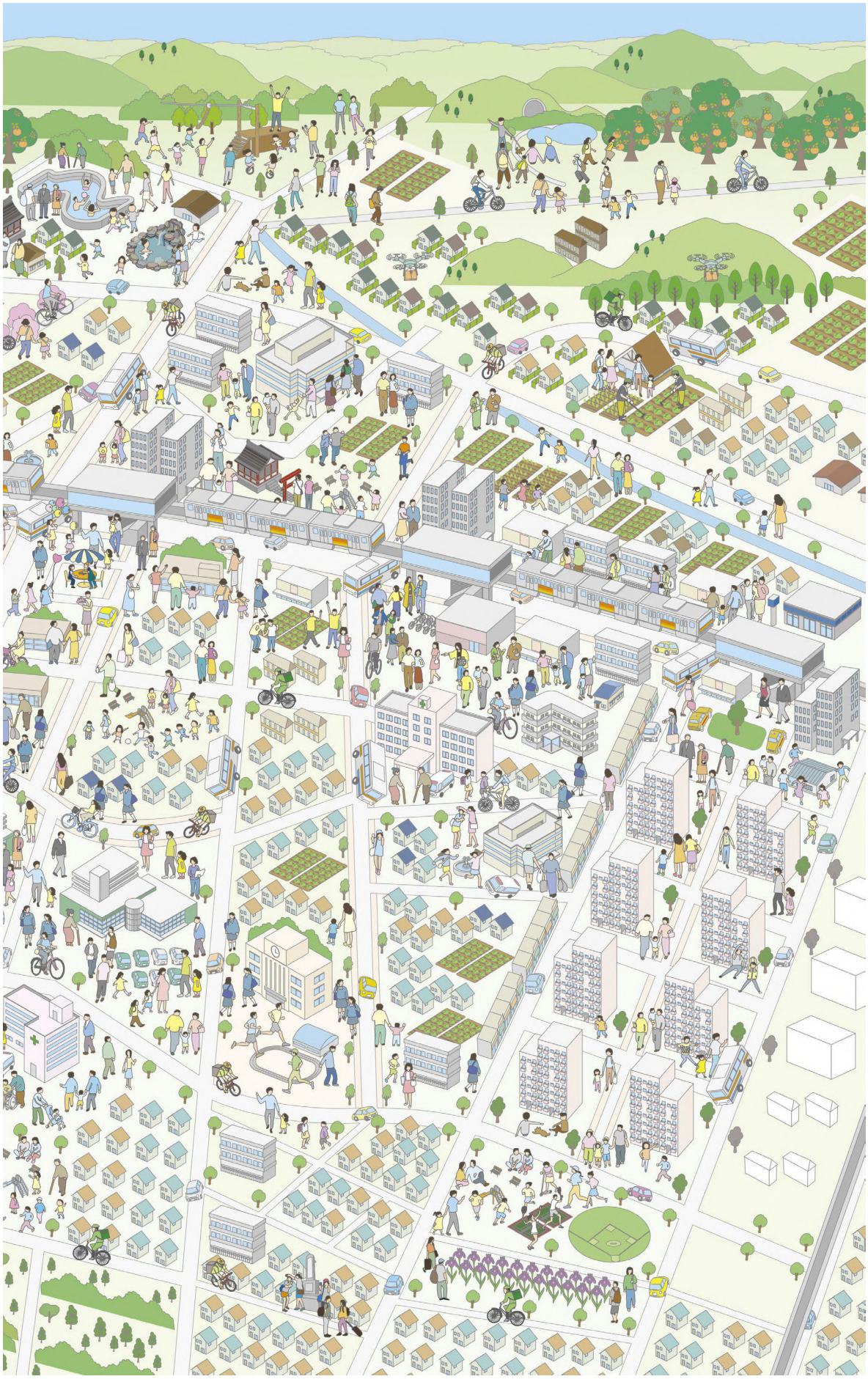

＜まちづくりの方針図＞

緑　パトロールの実施
緑　豊かな自然環境の維持・保全
緑　中藤公園、観音寺森緑地の早期整備

道　立３・２・４号整備
安　特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修助成制度活用の推進

道　立３・４・39 号整備

景　新駅周辺の建築物等に関する景観に配慮した規制の検討

活　施設を活用した地域文化学習講座等の開催を検討
活　地域固有資源を活用した観光ルートの充実

土　商業・サービス施設等の土地利用の誘導
景　景観等に配慮した規制の検討

土　地区計画制度を活用した良好な土地利用の誘導

土　[中高層住宅]子育て世代から高齢者まで住み続けられる住環境形成

土　[低層住宅地]みどり豊かで良好な低層住宅地としての土地利用を誘導

土地利用の考え方

【住宅市街地】
- 緑住低層住宅地区
- 低層住宅地区
- 計画住宅地区
- 中高層住宅地区

【沿道市街地】
- 沿道住宅地区
- 近隣商業地区
- 新青梅街道沿道地区

【商業市街地】
- 商業市街地

【都市型市街地】
- 公共公益施設地区
- 複合住宅地区
- 住工複合地区

【公園・緑地】
- 公園・緑地

- 都市核
- サブ核
- 憩いの核
- 都市軸
- 主要幹線道路・幹線道路
- 補助幹線道路
- 主要生活道路
- 自転車道・遊歩道
- 河川・水路
- 多摩都市モノレール導入路線
- 多摩都市モノレール新駅
- 小学校・中学校
- 主な公共施設など
- 歴史・観光資源
- 市街化区域
- 市域界
- 町界

※多摩都市モノレールのルート・駅位置は、東京都が令和４年 10 月に公表した都市計画素案によるものとなります。

3　分野別方針

土地利用の方針

(1) 都市的土地利用の推進		
住宅市街地	緑住低層住宅地区	• 狭山丘陵に隣接する中藤・中央地区は、「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区として位置付け、建物の色彩や緑化の基準により、自然環境と調和した景観を維持するゆとりある低層住宅地としての土地利用を誘導します。 • 中藤・中央・神明地区の土砂災害特別警戒区域では、開発行為の抑制を行います。
	低層住宅地区	• 神明・大南地区の大半を占めるこの地区では、みどり豊かで良好な低層住宅地としての土地利用を誘導します。 • 神明地区では、空堀川の水辺を身近に感じられるゆとりある良好な低層住宅地としての土地利用を誘導します。
	計画住宅地区	• 学園四丁目地区、大南五丁目地区及びコモンシティ武蔵野・武蔵村山は、地区計画制度等により形成された良好な戸建て住宅地として保全を図ります。 • 学園二丁目地区は、地区計画制度を活用し、多摩都市モノレールの延伸を見据えた、地域のにぎわい創出に資する良好な住宅地としての土地利用を誘導します。
	中高層住宅地区	• 都営村山団地の建替事業に合わせ、地区計画制度等を活用し、中高層住宅地としての土地利用を誘導するとともに、子育て世代から高齢者までが安心して住み続けられるみどり豊かで良好な住環境の形成を図ります。
沿道市街地	沿道住宅地区	• 中藤・中央・神明地区の幹線道路沿道（立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、立 3・5・20 号東大和武蔵村山線、立 3・5・37 号中砂新道線）では、中層住宅地としての土地利用を誘導します。 • 学園地区の幹線道路沿道（立 3・4・17 号桜街道線、立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線）や大南通り沿道などでは、住宅と店舗等が共存する良好な土地利用を誘導します。 • 主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道沿道では、みどりと調和した住宅と店舗等が共存する良好な土地利用を誘導します。 • 地区計画制度等の活用により、沿道後背地の低層住宅地の住環境などに配慮した土地利用を誘導します。

沿道市街地	近隣商業地区	• 立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、立 3・5・36 号オカネ塚線及び都営村山団地外周道路の一部沿道では、後背の低層住宅地に配慮し、日常生活の利便性・快適性を向上させるための店舗が立地する土地利用を誘導します。
	新青梅街道沿道地区	• 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道は、地域の特性に応じた商業・業務、中低層住宅が複合的に立地するにぎわいのある良好な沿道市街地としての土地利用を誘導します。 • サブ核では、本市の東の拠点として、地域や近隣の市町村から訪れる商業・サービス施設等の立地を誘導します。 • 憩いの核周辺では、医療・福祉施設や大学などと連携した交流拠点の形成を目指し、商業・業務・サービス施設や中低層の都市型住宅などが立地する複合的な土地利用を誘導します。
都市型市街地	公共公益施設地区	• 高等教育施設や医療施設等の公共公益施設では、みどり豊かでゆとりある良好な土地利用を誘導します。 • 地区計画制度を活用した地域については、周辺市街地と調和した住宅市街地としての土地利用の維持・保全を図ります。
	複合住宅地区	• 都営村山団地の建替えに伴い創出された用地は、商業、医療等の生活利便機能や公共公益機能などの誘導により、生活の中心としての住宅地の形成に向け、地区計画制度等を活用し計画的な土地利用を誘導します。
⑵ 丘陵地・農地の保全		
公園・緑地		• 都市計画公園である中藤公園及び観音寺森緑地について、引き続き東京都と連携して早期整備を促進します。 • 御伊勢の森公園の整備を推進し、大南公園や雷塚公園などについては、市民の交流・憩い・健康づくりの場となる土地利用を図ります。

道路・交通環境の整備方針

⑴ まちの骨格となる道路づくり
• まちの骨格となる立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線の整備について、体系的な道路網の形成を図ります。 • 立 3・2・4 号新青梅街道線は、交通渋滞の解消、歩行空間の確保、植樹帯の設置などによる良好な沿道環境を創出するとともに、多摩都市モノレールの導入空間としても計画が示されたことから、早期拡幅整備について、東京都と連携して事業を促進します。 • 交差点での右折レーンの設置や信号機の連動など、交通渋滞を解消する対策について、引き続き関係機関と連携して整備を促進します。 • 新たに整備する路線や立 3・4・17 号桜街道線、立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線のように交通量の多い路線については、歩行者の安全性・利便性の向上を図ります。
⑵ 地域の生活を支える道路づくり
• 身近な生活道路のうち狭あいな道路は、交通や防災活動に支障を来すため、隅切りや道路反射鏡などの各種交通安全施設の充実に努めるとともに、歩道の整備や交差点改良を進めます。 • 小中学校周辺の道路においては、安全性向上のため、防護柵の設置や歩行空間の確保並びに交差点付近のカラー舗装などを行い、地域生活を支える道路づくりを進めます。
⑶ 歩きやすい歩道づくり
• 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道は、無電柱化によって歩きやすく、景観に配慮した道路づくりを促進します。 • その他の道路についても、無電柱化に向けて検討を進めます。 • 自転車が安全で快適に通行できるように、関係機関と連携し、多摩湖自転車歩行者道の整備・充実を図ります。
⑷ 公共交通機関の充実
• 多摩都市モノレール利用者の動線に配慮し、駅を中心とした誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成に向け、地域公共交通計画等の策定の検討を行います。 • サブ核では、多摩都市モノレールの延伸を見据え、駅前広場や駐輪場の整備により、利用者の利便性の向上を図るとともに、市民が安全で快適に利用できるアクセス道路の整備を進めます。 • （仮称）No.2 駅では、周辺地域の特性を踏まえ、駐輪場など必要な施設を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。

公園・緑地等の整備方針

⑴　身近な自然環境の保全と整備
• 東京都と連携して狭山丘陵や空堀川などの豊かな自然環境の維持・保全を図ります。 • 警察と連携してパトロールなどを行うことで、不法投棄の対策を図ります。 • 市民と市の協働により、中央・中藤地区に多くある集落地の屋敷林や生け垣、点在する社寺林、空堀川、平地林の保全を図ります。
⑵　水とみどりをいかしたネットワークづくり
• 狭山丘陵や大規模公園などのみどりの拠点を多摩湖自転車歩行者道などで結ぶとともに、空堀川の連続する水辺空間をいかして、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
⑶　まちの潤いとなる農地の保全と活用
• 主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道周辺や学園地区に広がるまとまった生産緑地地区以外の市街化区域内農地などの維持・保全を図ります。 • 生産緑地地区の追加指定を促進するとともに、体験型市民農園としての活用を検討します。
⑷　コミュニティを育む場所となる公園づくり
• 中藤公園や観音寺森緑地などの都市計画公園・緑地は、東京都と連携して早期整備を促進します。 • 地域の広場として大南公園や雷塚公園などの施設の充実、御伊勢の森公園などの整備を推進します。 • 公園・緑地の維持・管理の充実、緑化促進に関する市民と市との協議・協働の仕組みづくりを進めます。
⑸　環境と共生した河川の整備と維持・管理
• 空堀川沿いでは、東京都と連携して市民が快適に散策できる管理用通路の整備を促進し、良好な環境形成を図ります。

安全・安心まちづくりの方針

⑴ 災害に強い市街地づくり
• 立 3・2・4 号新青梅街道線、立 3・4・17 号桜街道線、立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、立 3・5・20 号東大和武蔵村山線、主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道など、幹線道路における沿道建築物の不燃化を誘導します。 • ブロック塀の倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道にあるブロック塀を生け垣へ変更することを奨励し、震災に強いまちづくりを進めます。
⑵ 安全性を支える都市基盤づくり
• 特定緊急輸送道路に指定されている立 3・2・4 号新青梅街道線は、沿道建築物の耐震改修等を促すとともに、耐震改修等に関する助成制度の活用を推進します。 • 一般緊急輸送道路に指定されている主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)、立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道は、緊急輸送ネットワークの重要性を考慮し、沿道建築物の耐震化に関する助成制度を検討します。 • 御伊勢の森公園や向山公園などは、避難空間や延焼遮断帯として機能するように整備を進めます。また、大規模な空間がある大南公園や雷塚公園、小中学校などは、避難空間としての充実を図ります。
⑶ 災害に備えた対策と体制づくり
• 大南地区をはじめ、大雨時に浸水被害が懸念される地区では、雨水排水対策のための公共下水道の整備を図るとともに、各戸における雨水流出抑制施設の整備を推進し、水害に強いまちづくりを進めます。 • 中央・中藤地区の狭山丘陵に分布する土砂災害特別警戒区域及び警戒区域では、災害時の避難や安全性の確保に関する啓発活動や災害情報、避難情報の提供などを通して、防災・減災対策を図ります。
⑷ 防犯に配慮したまちづくり
• LED 防犯灯や防犯カメラの設置、空家等の対策により、防犯性の高いまちづくりを進めます。

景観・環境まちづくりの方針

⑴ 美しい街並みへの誘導

- 「東京都景観計画」の景観基本軸（丘陵地景観基本軸）に指定されている主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道以北（大曲り交差点より東側については、立3・5・20号東大和武蔵村山線（大曲り新道）以北）の地域については、市民、事業者、市、東京都等が連携して狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、丘陵地の特性と調和した景観の形成を図ります。
- 「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区（主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道以北）は、建物の色彩や緑化の基準に基づき、良好な景観形成を図ります。
- 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道では、街路樹などによる緑化や無電柱化等により、美しい道路景観の形成を図るとともに、地区計画制度等の活用などにより沿道の緑化を誘導し、道路空間と沿道の土地利用が調和した個性と魅力ある街並みの形成を図ります。
- 立3・4・39号武蔵砂川駅榎線など、まちの骨格となる道路の沿道では、地区計画制度等を活用して、周辺と調和した景観形成を図ります。
- 多摩都市モノレール新駅周辺の建築物等は、にぎわいと活力ある都市景観や、狭山丘陵のみどりや里山景観に配慮しつつ、色彩のコントロールや屋外広告物の規制など景観の取組について検討します。
- 空堀川沿いでは、東京都と連携し、水辺空間をいかした魅力的で潤いある景観形成を促進します。
- 学園・大南地区をはじめとした低層住宅地は、地域特性をいかし、地区計画制度等の活用により、良好な街並みの形成を図ります。
- 保存樹木や保存樹林、保存生け垣は、市街地の個性や魅力を高める資源として、登録の普及を図ります。
- 学園地区に多く立地する行政施設や教育施設、福祉施設などの公共公益施設は、地域の景観形成の先導的な役割を果たすものとして、周辺環境との調和に配慮しつつ地域特性をいかした魅力ある景観形成を図ります。

⑵ 環境に配慮したまちづくり

- 狭山丘陵や空堀川などの河川、農地などへの不法投棄の防止のため、市民、自治会、事業者及び市等が連携して対応を図ります。

活力あるまちづくりの方針

⑴ 誰もがいきいきと生活できるまちづくり
• 保育所や子ども・子育て支援センターの運営、子ども家庭支援センター事業の推進など地域における子育て支援環境の整備を進めます。 • 多摩都市モノレール新駅周辺では、子育て世代の生活利便性の向上を図り、活力や魅力あるまちづくりに向けて、滞在空間の創出などの取組について検討します。 • 都営村山団地や教育施設、医療施設等の周辺では、誰もが安心して快適に生活できるよう人にやさしい施設づくりを推進します。
⑵ 商業・農業・工業の振興
• 緑が丘地区のサブ核では、多摩都市モノレールの延伸を見据え、日常生活の拠点として機能するための商業・サービス施設などの集積を図ります。 • 立3・5・36号オカネ塚線沿道の商店街などでは、周辺住民の日常的な利便性を向上させるための商業機能の維持・活性化を支援します。 • 生産緑地地区を体験型市民農園として活用するなど、生産者と周辺住民との交流を育み、土とふれあえる機会を充実させ、都市農業の振興を図ります。
⑶ 観光の振興とレクリエーションの充実
• 寺社などの歴史ある場所への経路及びその由来を記した掲示板などの充実を図り、地域の歴史や文化の情報発信などについて検討します。 • 中藤地区学習等供用施設や歴史民俗資料館分館などを活用し、地域の歴史や文化を学習する講座・教室の開催などについて検討します。 • 狭山丘陵、散策路、眞福寺や萩ノ尾薬師堂、東航正門跡といった歴史的資源、番太池や赤坂トンネルなどの地域固有資源を活用し、観光ルートの充実を図ります。

第2章　中央地域

1　地域の現況

1－1　中央地域の特徴

① 人口

地域人口は、3地域で最も少なく、横ばいで推移しており、1世帯当たりの人口は減少傾向にあります。商業や工業が多くを占める榎一丁目や伊奈平一丁目では、周辺の地区と比較して人口密度が低くなっています。

＜中央地域の人口及び世帯推移＞

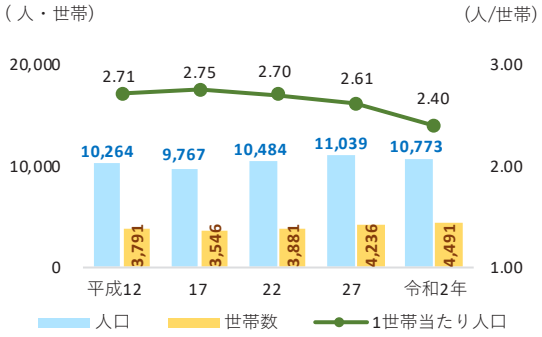

② 生活環境

本町地区には、市役所や市民会館が立地しています。

野山北・六道山公園や冒険の森は、体験型レクリエーションとして親しまれており、寺社や歴史民俗資料館など、学習の場・憩いの場があります。

大規模商業施設やプリンスの丘公園は、にぎわいや憩いの場として親しまれています。

＜中央地域の人口密度＞

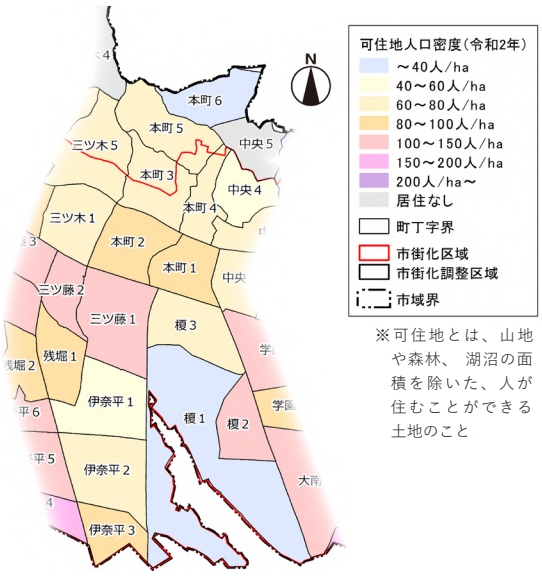

※可住地とは、山地や森林、湖沼の面積を除いた、人が住むことができる土地のこと

③ 自然環境・地域文化

伊奈平地区は、物流や食品等の工場が集積し、本市の産業の中心となっています。

土地利用は、他地域と比較して商業・工業の割合が多く、25％以上を占めています。

＜中央地域の土地利用現況＞

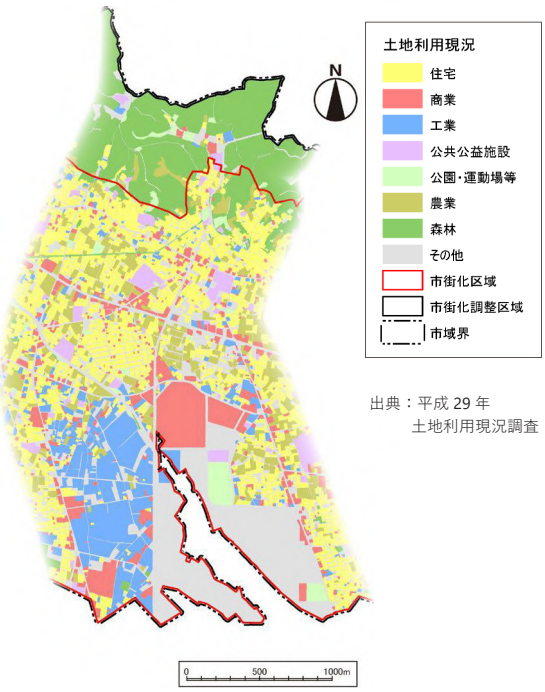

出典：平成 29 年
土地利用現況調査

④ 市街地整備

都市核土地区画整理事業や都市計画道路の整備が進められています。

都市核土地区画整理事業区域内や立3・2・4号新青梅街道線の北側には、農地が分布しています。

多摩都市モノレールの導入空間として計画されている立3・2・4号新青梅街道線の拡幅整備事業が進められています。

1－2　アンケート調査による今後のまちづくりに関する意見

MA（複数回答）=144

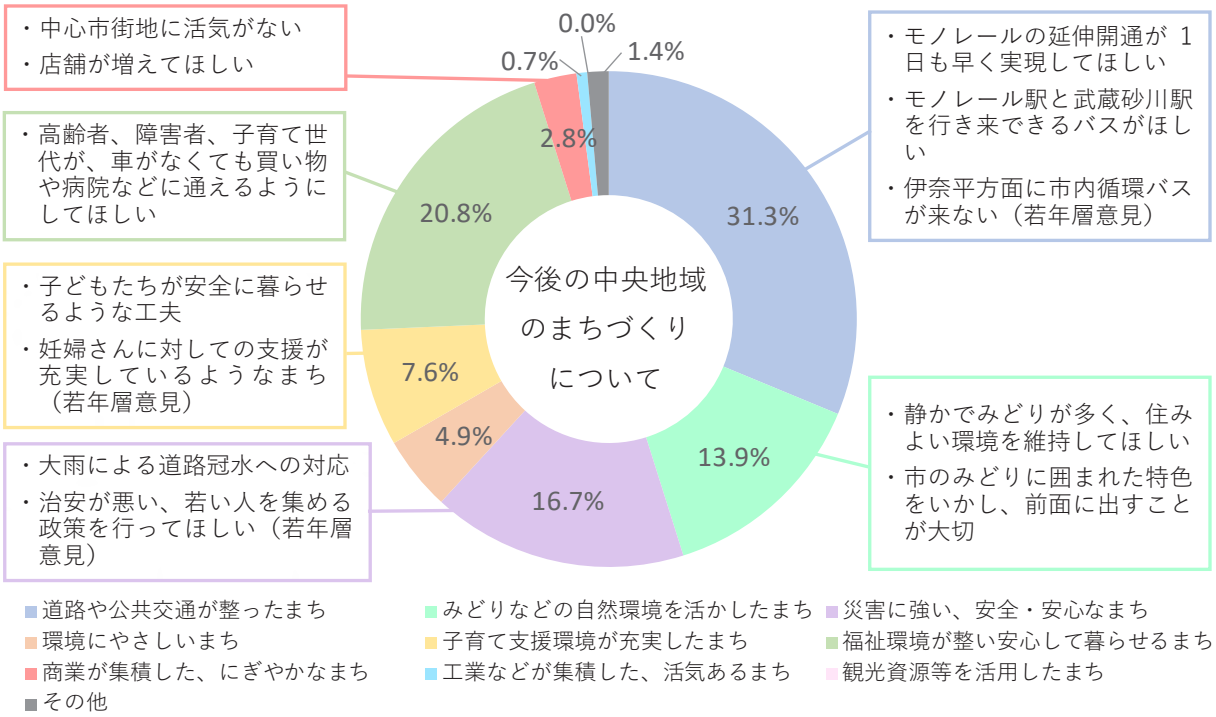

1－3　中央地域の主な課題

土	**土地利用**
	（仮称）No.3駅周辺の都市核では、多摩都市モノレールの延伸や市庁舎移設を見据えた計画的な土地利用の誘導が必要です。また、住宅と工場の相互に配慮した住工複合地区の環境の形成や村山工場跡地の有効な土地利用が必要です。
道	**道路・交通環境**
	立3・2・4号新青梅街道線などの幹線道路の整備や安全で快適な自転車道の整備が必要です。また、多摩都市モノレールの利用者を受け入れるための新駅周辺の道路・交通環境の充実が必要です。
緑	**公園・緑地等**
	残堀川、空堀川や野山北・六道山公園などの整備や、都市核土地区画整理事業区域や村山工場跡地での公園の整備などによる身近な憩いの空間の形成が必要です。
安	**安全・安心まちづくり**
	災害発生時に救援、避難路となる立3・2・4号新青梅街道線などの沿道建築物の耐震化や、大雨時の浸水被害を防ぐ雨水排水のための公共下水道の整備が必要です。また、都市核土地区画整理事業区域や村山工場跡地では、防災性の高い都市空間の形成が必要です。
景	**景観・環境まちづくり**
	狭山丘陵のみどりと調和した景観形成や多摩都市モノレール新駅周辺のにぎわいと活力ある都市景観の形成が必要です。
活	**活力あるまちづくり**
	（仮称）No.3駅周辺では、にぎわいと活力のある駅を中心とした中心市街地の形成と商業機能等の集積によるまちづくりが必要です。

2　地域の将来像

中心市街地として　持続的に発展するまち

重点テーマ１　多摩都市モノレール新駅を中心としたまちづくり

- ◆ 都市核土地区画整理事業や村山工場跡地の利用などにより、本市の中心市街地にふさわしいまちづくりを目指します。
- ◆ 誰もが集まりやすい交通手段と場所をつくり、様々な世代の人々、地域内外の人々の交流が盛んなまちづくりを目指します。
- ◆ 道路や公共交通網などを体系的に整備し、交流拠点の形成を目指します。

重点テーマ２　市の財産であるみどりを保全するまちづくり

- ◆ 狭山丘陵や残堀川などの豊かな自然環境の維持・保全を図ります。
- ◆ 残堀川・野山北公園自転車道などの資源や寺社をはじめとする歴史や文化の資源を保全・活用して、新しいまちと調和した個性あるまちづくりを目指します。

重点テーマ３　災害に強い、活力あるまちづくり

- ◆ 緊急車両が通行できる生活道路や防災性の高い空間の整備を図り、誰もが安全・安心に生活できるまちづくりを目指します。
- ◆ 中心市街地に集積する商業施設や、本市の産業の中心である工業、市役所等の公共公益施設をいかした活力あるまちづくりを目指します。

＜将来像のイメージ＞

＜まちづくりの方針図＞

※多摩都市モノレールのルート・駅位置は、東京都が令和４年10月に公表した都市計画素案によるものとなります。

3　分野別方針

土地利用の方針

(1) 都市的土地利用の推進		
住宅市街地	緑住低層住宅地区	• 狭山丘陵に隣接する本町・中央・三ツ木地区では、「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区として位置付け、建物の色彩や緑化の基準により、自然環境と調和した景観を維持する低層住宅地としての土地利用を誘導します。 • 本町・中央・三ツ木地区の土砂災害特別警戒区域では、開発行為の抑制を行います。
	低層住宅地区	• 本町・三ツ木地区などでは、みどり豊かで潤いある低層住宅地としての土地利用を誘導します。
	計画住宅地区	• 大規模な計画開発による優れた住環境を形成する三ツ藤住宅では、建築協定や地区まちづくり計画を活用して、低層住宅地としての良好な住環境の保全を図ります。
沿道市街地	沿道住宅地区	• 本町・三ツ木地区の幹線道路沿道（立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、立 3・5・20 号東大和武蔵村山線）では、地区計画制度等の活用により、中層住宅地による良好な住環境の形成を図ります。 • 立 3・4・40 号松中残堀線沿道では、周辺住宅地と調和した良好な中層住宅地としての土地利用を誘導します。 • 本町地区の幹線道路沿道（立 3・2・4 号新青梅街道線から歴史民俗資料館までの主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)）の区間は、住宅とにぎわいのある店舗が共存する良好な土地利用を誘導します。 • 榎・三ツ藤地区の幹線道路沿道（立 3・4・17 号桜街道線、立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、立 3・5・19 号武蔵村山瑞穂線）や補助幹線道路沿道（立 7・4・2 号榎本町線、立 7・5・3 号榎東西線）では、住宅と店舗等が共存する良好な土地利用を誘導します。 • 地区計画制度等の活用により、沿道後背地の低層住宅地の住環境などに配慮した土地利用を誘導します。
	近隣商業地区	• 立 3・4・9 号八王子村山線や立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道の沿道では、後背の低層住宅地に配慮し、日常生活の利便性や快適性を向上させるための店舗が立地する土地利用を誘導します。

沿道市街地	新青梅街道沿道地区	• 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道は、地区計画制度等の活用により周辺環境に配慮しつつ、地域の特性に応じた商業・業務・サービス施設や中層住宅が複合的に立地するにぎわいのある良好な沿道市街地としての土地利用を誘導します。 • 商業・業務・サービス施設の集積や中心地としてふさわしい都市空間の整備により、（仮称）No.3 駅を中心としたにぎわいと活力のある土地利用を誘導します。
商業市街地	• 村山工場跡地内北側は、都市核土地区画整理事業や周辺の商業・業務・サービス施設に配慮しつつ、多摩都市モノレールの延伸や市庁舎移設を見据え、商業機能を中心とした多様な都市機能を集積し、次世代が安心して生活でき、にぎわいと活力から交流が生まれる土地利用を誘導します。	
都市型市街地	公共公益施設地区	• 榎地区は、行政、医療サービス機能や防災機能を備えた防災空地など、多様な都市機能の集積を図るとともに、地区計画制度を活用し、周辺地区との連携に配慮した、にぎわいと交流に資する施設及びみどり豊かな文化・スポーツ施設等の導入により、ゆとりある土地利用を誘導します。 • 現庁舎用地（本町一丁目）は、庁舎移設後の利活用について検討を進めます。
	住工複合地区	• 残堀・伊奈平地区の工業地域では、騒音などの対策として緩衝帯の役割を担う敷地内緑化などを促進するとともに、地区まちづくり計画や地区計画制度等の活用による、住宅と工場の相互の環境に配慮した土地利用を誘導します。
	環境形成地区	• 村山工場跡地では、地区計画制度を活用し、地域の交通ネットワークに配慮した都市基盤施設の整備を促進し、みどり豊かな環境を形成する土地利用を誘導します。
	公共広場	• 都市核土地区画整理事業区域内の（仮称）No.3 駅においては、交通結節機能の強化や本市の顔となる空間形成などを目的として、公共広場を整備します。
⑵ 丘陵地・農地の保全		
公園・緑地	• 十二所神社公園や野山公園など都市計画公園の整備を推進し、市民の交流・憩い・健康づくりの場となる公園としての土地利用を誘導します。 • 都内最大の都立公園である野山北・六道山公園は、豊かな自然が残された公園として土地利用を誘導します。 • 都市核土地区画整理事業区域では、地域に必要な公園の整備を進めます。	

道路・交通環境の整備方針

⑴ まちの骨格となる道路づくり

- まちの骨格となる立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線や主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道の整備について、体系的な道路網の形成を図ります。
- 立 3・4・17 号桜街道線、立 3・4・40 号松中残堀線などの幹線道路・補助幹線道路の整備を進め、体系的な道路網の形成を図ります。
- 立 3・2・4 号新青梅街道線は、交通渋滞の解消、歩行空間の確保、植樹帯の設置などによる良好な沿道環境を創出するとともに、多摩都市モノレールの導入空間としても計画が示されたことから、早期拡幅整備について、東京都と連携して事業を促進します。
- 主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道などの交通量が多い道路では、拡幅による交差点での右折レーンの設置や信号機の連動など、交通渋滞を解消する対策について、引き続き関係機関と連携して事業を促進します。

⑵ 地域の生活を支える道路づくり

- 身近な生活道路のうち狭あいな道路は、交通や防災活動に支障を来すため、隅切りや道路反射鏡などの各種交通安全施設の充実に努めるとともに、歩道の整備や交差点改良を進めます。
- 小中学校周辺の道路においては、安全性向上のため、防護柵の設置や歩行空間の確保並びに交差点付近のカラー舗装などを行い、地域生活を支える道路づくりを進めます。

⑶ 歩きやすい歩道づくり

- 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道は、無電柱化によって歩きやすく、景観に配慮した道路づくりを促進します。
- 都市核土地区画整理事業区域の立 7・4・2 号榎本町線、立 7・5・3 号榎東西線では無電柱化を推進します。
- その他の道路についても、無電柱化に向けて検討を進めます。
- 自転車が安全で快適に通行できるように、関係機関と連携し、野山北公園自転車道や残堀川自転車道の整備・充実を図ります。

⑷ 公共交通機関の充実
• 多摩都市モノレール利用者の動線に配慮し、駅を中心とした誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成に向け、地域公共交通計画等の策定の検討を行います。 • 多摩都市モノレールの新駅整備を見据えて、都市核土地区画整理事業区域における（仮称）No.3 駅では、交通結節点となる公共広場を整備します。 • 駅前広場は、バスやタクシーなどの乗降場や送迎用スペースを確保するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備を図ります。 • 多摩都市モノレールの新駅整備を見据えて、歩行者・自転車利用者が安全で快適に通行できる道路空間の整備を進めます。 • （仮称）No.3 駅では、周辺地域の特性を踏まえ、駐輪場など必要な施設を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。

公園・緑地等の整備方針

⑴ 身近な自然環境の保全と整備
• 東京都と連携して狭山丘陵や残堀川、空堀川などの自然環境の維持・保全を図ります。 • 警察と連携してパトロールなどを行うことで、不法投棄の対策を図ります。
⑵ 水とみどりをいかしたネットワークづくり
• 狭山丘陵や大規模公園などのみどりの拠点を残堀川自転車道や野山北公園自転車道などで結ぶとともに、残堀川、空堀川の連続する水辺空間をいかして、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
⑶ まちの潤いとなる農地の保全と活用
• 立 3・2・4 号新青梅街道線の北側や榎地区に広がるまとまった生産緑地地区以外の市街化区域内農地などの維持・保全を図ります。 • 生産緑地地区の追加指定を促進するとともに、体験型市民農園としての活用を検討します。
⑷ コミュニティを育む場所となる公園づくり
• 野山北・六道山公園など都市計画公園の整備・充実を促進するとともに、都市核土地区画整理事業区域内や村山工場跡地における良好な公園、緑地の形成を誘導します。 • 伊奈平地区など公園や児童遊園の分布が少ない地区は、新たな公園、児童遊園のほか、生産緑地地区の多様な活用など貴重な緑地空間を活用した憩いの場の確保を検討します。 • 公園・緑地の維持・管理の充実、緑化促進に関する市民と市との協議・協働の仕組みづくりを進めます。
⑸ 環境と共生した河川の整備と維持・管理
• 空堀川沿いでは、東京都と連携して市民が快適に散策できる管理用通路の整備を促進し、良好な環境形成を図ります。 • 残堀川では、東京都と連携し、魚や鳥が住みやすい水辺環境や緑地空間の維持管理に努めます。 • 残堀川や空堀川の川沿いの自転車道や遊歩道を快適に利用できるよう、水辺と一体となった潤いある空間づくりに向け、公園やトイレ・休憩施設の整備などを検討します。

安全・安心まちづくりの方針

⑴ 災害に強い市街地づくり

- 立 3・2・4 号新青梅街道線、立 3・4・9 号八王子村山線、立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、立 3・4・40 号松中残堀線、主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道など、幹線道路における沿道建築物の不燃化を誘導します。
- 都市核土地区画整理事業区域及び村山工場跡地では、不燃空間や緑化空間の確保により、防災性の高い都市空間の形成を図ります。
- ブロック塀の倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道にあるブロック塀を生け垣へ変更することを奨励し、震災に強いまちづくりを進めます。

⑵ 安全性を支える都市基盤づくり

- 特定緊急輸送道路に指定されている立 3・2・4 号新青梅街道線、立 3・4・40 号松中残堀線は、沿道建築物の耐震改修等を促すとともに、耐震改修等に関する助成制度の活用を推進します。
- 一般緊急輸送道路に指定されている立 3・4・9 号八王子村山線、主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)、立 3・4・39 号武蔵砂川駅榎線、主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道は、緊急輸送ネットワークの重要性を考慮し、沿道建築物の耐震化に関する助成制度を検討します。
- 三ツ木地域運動場などは、地権者の理解を得ながら避難空間や延焼遮断帯として、機能の維持・向上を図ります。

⑶ 災害に備えた対策と体制づくり

- 伊奈平地区をはじめ、大雨時に浸水被害が懸念される地区では、各戸における雨水流出抑制施設の整備や雨水排水のための公共下水道整備や道路の透水性舗装などを推進し、水害に強いまちづくりを進めます。
- 本町・中央地区の狭山丘陵に分布する土砂災害特別警戒区域及び警戒区域では、災害時の避難や安全性の確保に関する啓発活動や災害情報、避難情報の提供などを通して、防災・減災対策を図ります。
- 災害時には避難所生活者等に応急給食を実施するための機能を備え、平常時にはその機能を有効活用して小学校給食を調理する機能を合わせ持つ（仮称）武蔵村山市防災食育センターを整備します。

⑷ 防犯に配慮したまちづくり

- LED 防犯灯や防犯カメラの設置、空家等の対策により、防犯性の高いまちづくりを進めます。

景観・環境まちづくりの方針

⑴ 美しい街並みへの誘導

- 「東京都景観計画」の景観基本軸（丘陵地景観基本軸）に指定されている主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道以北の地域は、市民、事業者、市、東京都等が連携して狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、丘陵地の特性と調和した景観の形成を図ります。
- 「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区（主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道以北）は、建物の色彩や緑化の基準に基づき、良好な景観形成を図ります。
- 三ツ藤住宅は良好な街並みを維持・保全します。
- 伊奈平地区をはじめとする工業地域では、騒音対策の強化や景観の向上を図るため、敷地内緑化を促進するなど、住宅と工場の相互に配慮した環境の形成を推進します。
- 主要幹線道路などでは、街路樹などによる緑化や無電柱化等により、美しい道路景観の形成を図るとともに、地区計画制度等の活用などにより沿道の緑化を誘導し、道路空間と沿道の土地利用が調和した個性と魅力ある街並みの形成を図ります。
- 多摩都市モノレール新駅周辺の建築物等は、にぎわいと活力ある都市景観や、狭山丘陵のみどりや里山景観に配慮しつつ、色彩のコントロールや屋外広告物の規制など景観の取組について検討します。
- 残堀川や空堀川周辺では、東京都と連携し、水辺空間をいかした魅力的で潤いある景観形成を促進します。
- 市役所をはじめとする公共公益施設は、地域の景観形成の先導的な役割を果たすものとして、周辺環境との調和に配慮しつつ地域特性をいかした魅力ある景観形成を図ります。

⑵ 環境に配慮したまちづくり

- 狭山丘陵や残堀川、空堀川などの河川、農地などへの不法投棄防止のため、市民、自治会、事業者及び市等が連携して対応を図ります。

活力あるまちづくりの方針

⑴ 誰もがいきいきと生活できるまちづくり
• 保育所や子育てセンター（地域子育て支援拠点）など地域における子育て支援環境の整備を進めます。 • 多摩都市モノレール新駅周辺では、子育て世代の生活利便性の向上を図り、活力や魅力あるまちづくりに向けて、滞在空間の創出などの取組について検討します。
⑵ 商業・農業・工業の振興
• 都市核土地区画整理事業区域において、にぎわいと活力のある中心市街地の形成を図るとともに、立 3・2・4 号新青梅街道線沿道では、商業、業務、サービス等の多様な機能を導入し、商業振興を図ります。 • 主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道沿道の商店街では、歩行空間の整備・改善により身近な商業機能の維持・活性化を支援します。 • 伊奈平地区では、先端技術産業など新しい工業の育成や優良企業の誘致のため、基盤整備を進め、生産環境の向上を図るとともに、企業誘致制度を活用し、企業立地を促進します。 • 生産緑地地区を体験型市民農園として活用するなど、生産者と周辺住民との交流を育み、土とふれあえる機会を充実させ、都市農業の振興を図ります。
⑶ 観光の振興とレクリエーションの充実
• 憩いの核として位置付ける野山北公園周辺では、公園や市内に分布する観光資源をつなぐ観光ルートのあり方について、検討を進めます。 • 野山北・六道山公園のあそびの森、冒険の森等について、東京都と連携し、アスレチックをはじめとした体験型レクリエーション機能の充実を図ります。 • 市民会館や歴史民俗資料館などを活用し、郷土芸能などを通じた文化交流によるにぎわいづくりを検討します。

令和４年度多摩都市モノレールフォトコンテスト入賞作品

「道」

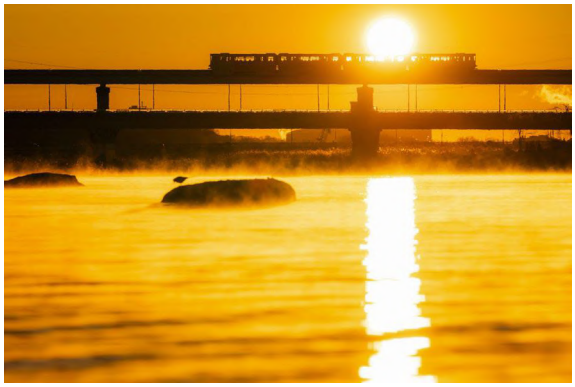

「一日が始まる」

「夏空」

「夕虹に見送られて」

「秋の気配を走る」

「夏を走るモノレール」

第3章　西地域

1　地域の現況

1－1　西地域の特徴

① 人口

地域人口は、平成27年までは増加していましたが、令和2年には減少しています。一方で、世帯数は増加傾向にあります。中原三丁目や伊奈平四丁目は人口密度が高くなっています。

② 生活環境

北部には、総合体育館が立地しています。

戸建てを中心とした落ち着いた低層住宅地が特色の地域です。

③ 自然環境・地域文化

狭山丘陵には都立公園として最大の野山北・六道山公園があり、総合運動公園や里山体験施設など交流の場となる施設が整備されています。

野山北公園自転車道や残堀川自転車道に接して公園や広場、桜並木が整備されており、憩いの場となっています。

南部には、大規模農地の多摩開墾や海道緑地保全地域があり、豊かなみどりの資源に恵まれています。

④ 市街地整備

グリーンタウン武蔵村山は、計画的な開発により良好な住宅地を形成しています。

多摩都市モノレールの導入空間として計画されている立3・2・4号新青梅街道線の拡幅整備事業が進められています。

＜西地域の人口及び世帯推移＞

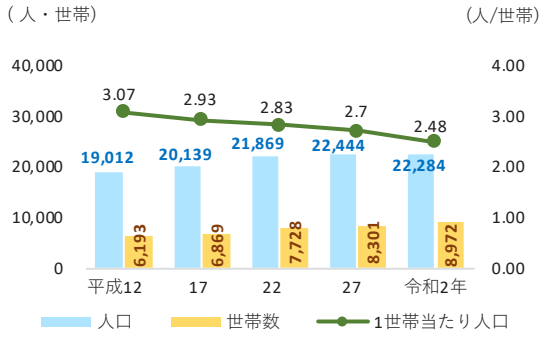

＜西地域の人口密度＞

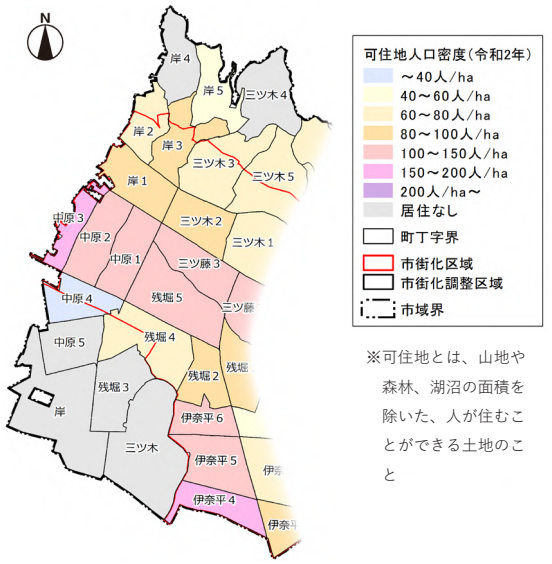

＜西地域の土地利用現況＞

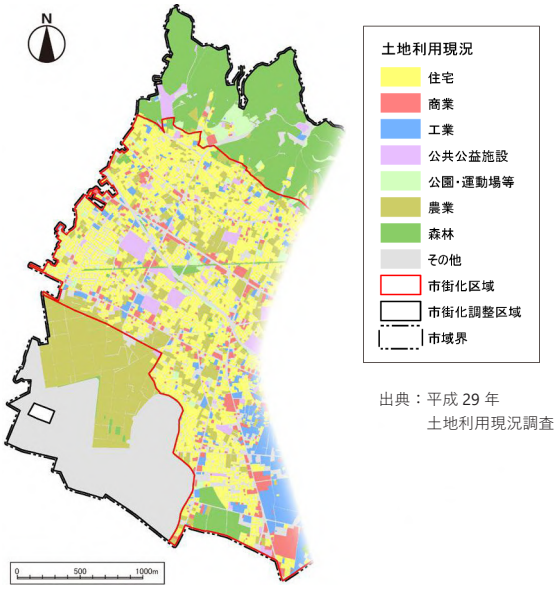

出典：平成 29 年
土地利用現況調査

1－2　アンケート調査による今後のまちづくりに関する意見

MA（複数回答）=354

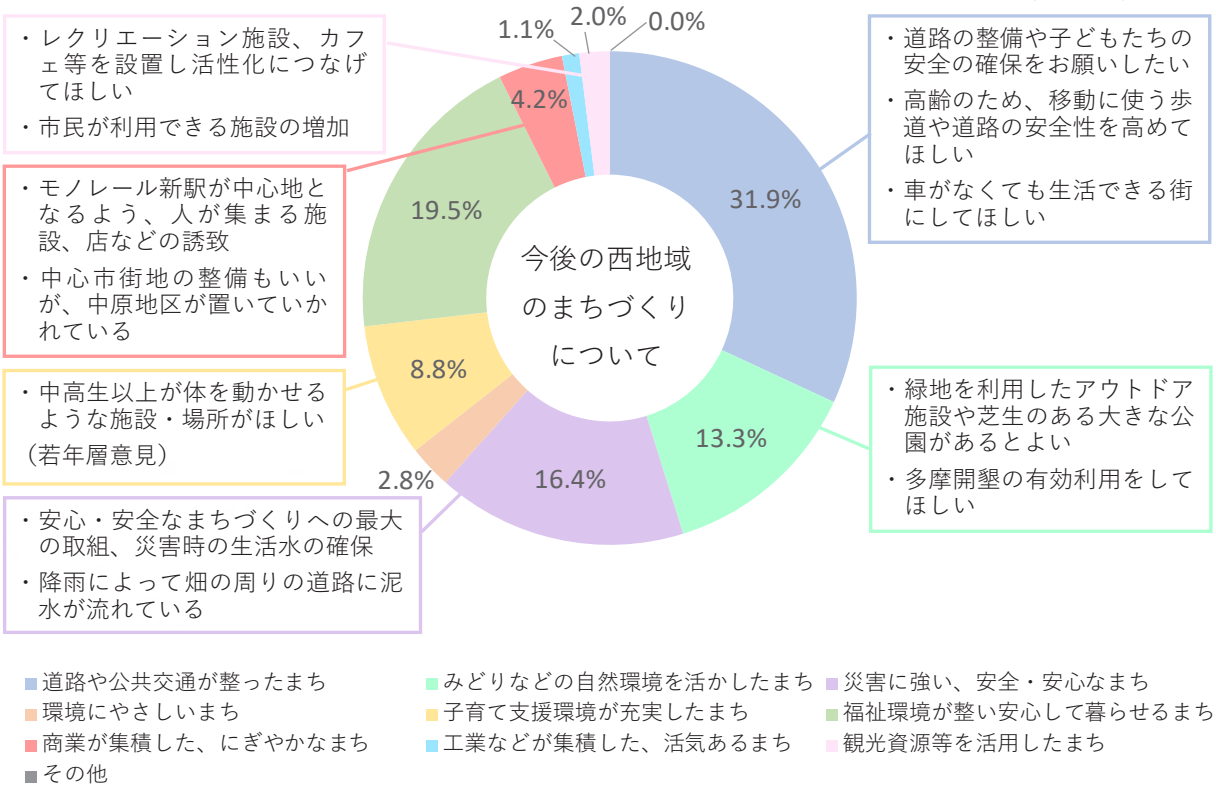

1－3　西地域の主な課題

土	**土地利用**
（仮称）No.5駅周辺のサブ核や（仮称）No.4駅周辺の憩いの核では、多摩都市モノレールの延伸を見据えた計画的な土地利用の誘導が必要です。また、大規模農地である多摩開墾は、良好な農地としての保全が必要です。	
道	**道路・交通環境**
立3・2・4号新青梅街道線や立3・5・20号東大和武蔵村山線などの幹線道路の整備や、多摩都市モノレールの利用者を受け入れるための新駅周辺の道路・交通環境の充実が必要です。	
緑	**公園・緑地等**
残堀川や野山北・六道山公園、山王森公園などの身近な憩いの空間としての整備や、良好な農地として多摩開墾の保全が必要です。	
安	**安全・安心まちづくり**
災害発生時に救援、避難路となる立3・2・4号新青梅街道線や立3・4・40号松中残堀線などの沿道建築物の耐震化や、大雨時の浸水被害を防ぐ雨水排水のための公共下水道の整備、丘陵地の土砂災害特別警戒区域などに指定される地域の安全性の確保が必要です。	
景	**景観・環境まちづくり**
狭山丘陵のみどりと調和した景観形成や多摩都市モノレール新駅周辺のにぎわいと活力ある都市景観の形成が必要です。	
活	**活力あるまちづくり**
（仮称）No.4・（仮称）No.5駅周辺では、日常の買い物などができる利便性の高い、駅を中心としたまちづくりが必要です。また、総合運動公園や里山体験施設等の整備や、自転車を活用した観光レクリエーションの整備が必要です。	

2　地域の将来像

水とみどりの中で集い　にぎわいが生まれるまち

重点テーマ１　多摩都市モノレール新駅を中心としたまちづくり

◆ 戸建て住宅地などの住環境向上を図るとともに、道路や公園、公共公益施設等を活用し、滞在空間の形成とにぎわいの創出を目指します。

◆ 道路や公共交通網などを体系的に整備し、人々が集い交流する場となるレクリエーション拠点の形成を目指します。

重点テーマ２　市の財産であるみどりを保全するまちづくり

◆ 狭山丘陵や海道緑地保全地域などの豊かな自然環境の維持・保全を図ります。

◆ 残堀川・野山北公園自転車道、寺社や歴史的資源など地域の特性をいかし、自然や歴史にふれあえるまちづくりを目指します。

◆ 多摩開墾や生産緑地地区などのまちの潤いとなる農地の保全と活用を目指します。

重点テーマ３　災害に強い、活力あるまちづくり

◆ 緊急車両が通行できる生活道路の整備を図るとともに、誰もが安全・安心に通行できるまちづくりを目指します。

◆ スポーツ・文化施設等を有効に活用し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

＜将来像のイメージ＞

＜まちづくりの方針図＞

安 雨水排水のための公共下水道整備、雨水流出抑制施設の整備の促進

土 商業・業務・サービス施設等の立地を誘導
道 駅周辺の整備計画策定への取組
景 新駅周辺の建築物等に関する景観に配慮した規制の検討

道 立３・２・４号整備

土 農地の保全及び有効利用、基盤整備
活 農業拠点として農地の有効活用を推進

活 総合運動公園周辺や里山体験施設、文化学習の場の整備・充実

道 立３・５・20号整備

土 レクリエーション拠点としての土地利用の誘導
景 新駅周辺の建築物等に関する景観に配慮した規制の検討
活 自転車等を活用したレクリエーション拠点

緑 みどりの拠点を結ぶ水とみどりのネットワークの形成
緑 川沿いの遊歩道の快適性・利便性の向上

緑 水とみどりの良好な環境づくりに配慮した公園整備

道 無電柱化の検討

土 自然環境の維持・保全

土地利用の考え方

【住宅市街地】
- 緑住低層住宅地区
- 低層住宅地区
- 計画住宅地区

【沿道市街地】
- 沿道住宅地区
- 近隣商業地区
- 新青梅街道沿道地区

【都市型市街地】
- 住工複合地区

【公園・緑地】
- 公園・緑地

【大規模農地】
- 大規模農地

- サブ核
- 憩いの核
- 都市軸
- 主要幹線道路・幹線道路
- 補助幹線道路
- 主要生活道路
- 自転車道・遊歩道
- 河川・水路
- 多摩都市モノレール導入路線
- 多摩都市モノレール新駅
- 小学校・中学校
- 主な公共施設など
- 歴史・観光資源
- 市街化区域
- 市域界
- 町界

※多摩都市モノレールのルート・駅位置は、東京都が令和４年10月に公表した都市計画素案によるものとなります。

3　分野別方針

土地利用の方針

(1) 都市的土地利用の推進		
住宅市街地	緑住低層住宅地区	• 狭山丘陵に隣接する岸・三ツ木地区は、「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区として位置付け、建物の色彩や緑化の基準に基づき、自然環境と調和した景観を維持するゆとりある低層住宅地としての土地利用を誘導します。 • 岸・三ツ木地区の土砂災害特別警戒区域では、開発行為の抑制を行います。
	低層住宅地区	• 残堀・中原地区などでは、平地林の保全を図り、みどり豊かで良好な低層住宅地としての土地利用を誘導します。
	計画住宅地区	• 大規模な計画開発による優れた住環境を形成するグリーンタウン武蔵村山では、建築協定や地区まちづくり計画制度を活用して、低層住宅地としての良好な住環境の保全を図ります。
沿道市街地	沿道住宅地区	• 立3・4・40号松中残堀線、立3・5・41号薬師通り線、伊奈平南通りなどの沿道では、周辺住宅地と調和した良好な中層住宅地としての土地利用を誘導します。 • 立3・5・19号武蔵村山瑞穂線や平和通りなどの沿道では、住宅と店舗等が共存する良好な土地利用を誘導します。 • 主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道沿道では、みどりと調和した住宅と店舗等が共存する良好な土地利用を誘導します。 • 地区計画制度等の活用により、沿道後背地の低層住宅の住環境に配慮した土地利用を誘導します。
	近隣商業地区	• 立3・4・40号松中残堀線沿道では、日常生活の利便性・快適性を向上させるための店舗が立地する土地利用を誘導します。
	新青梅街道沿道地区	• 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道は、地域の特性に応じた商業・業務、中高層住宅が複合的に立地するにぎわいのある良好な沿道市街地としての土地利用を誘導します。 • サブ核では、本市の西の拠点として、地域や近隣の市町村から訪れる商業・業務・サービス施設等の立地を誘導します。 • 憩いの核周辺では、人々が集い交流する場となるレクリエーションの拠点として、店舗併用住宅などが立地する土地利用を誘導します。

⑵ 丘陵地・農地の保全	
公園・緑地	• 山王森公園など都市計画公園の整備を推進し、市民の交流・憩い・健康づくりの場としての土地利用を誘導します。 • 自然環境の豊かな海道緑地保全地域については、引き続き維持・保全を図ります。 • 都内最大の都立公園である野山北・六道山公園は、豊かな自然が残された公園として土地利用を誘導します。
大規模農地等	• 広大な農地である多摩開墾は、貴重なみどりとして、農地の有効利用を推進し、保全を図るとともに、農地の維持・管理に必要な基盤整備等を行います。

道路・交通環境の整備方針

⑴ まちの骨格となる道路づくり

- 地域の東西方向の骨格となる立3・5・20号東大和武蔵村山線の整備について、検討を進めます。
- 立3・4・40号松中残堀線などの幹線道路・補助幹線道路の整備を進め、体系的な道路網の形成を図ります。
- 立 3・2・4 号新青梅街道線は、交通渋滞の解消、歩行空間の確保、植樹帯の設置などによる良好な沿道環境を創出するとともに、多摩都市モノレールの導入空間としても計画が示されたことから、早期拡幅整備について、東京都と連携して事業を促進します。
- 主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道などの交通量が多い道路では、拡幅による交差点での右折レーンの設置や信号機の連動など、交通渋滞を解消する対策について、引き続き関係機関と連携して事業を促進します。
- 自転車が安全で快適に通行できるように、関係機関と連携し、野山北公園自転車道や残堀川自転車道の整備・充実を図ります。

⑵ 地域の生活を支える道路づくり

- 身近な生活道路のうち狭あいな道路は、交通や防災活動に支障を来すため、隅切りや道路反射鏡などの各種交通安全施設の充実に努めるとともに、歩道の整備や交差点改良を進めます。
- 小中学校周辺の道路においては、安全性向上のため、防護柵の設置や歩行空間の確保並びに交差点付近のカラー舗装などを行い、地域生活を支える道路づくりを進めます。

⑶ 歩きやすい歩道づくり

- 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道は、無電柱化によって歩きやすく、景観に配慮した道路づくりを促進します。
- 伊奈平中央通りをはじめ、その他の道路についても、無電柱化に向けて検討を進めます。

⑷ 公共交通機関の充実
• 多摩都市モノレール利用者の動線に配慮し、駅を中心とした誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成に向け、地域公共交通計画等の策定の検討を行います。 • 乗合タクシー（むらタク）については、市内循環バス（MM シャトル）のルートを踏まえ、その運用方法について検討し、交通不便地域の解消を図ります。 • 多摩都市モノレールの新駅整備を見据えて、歩行者・自転車利用者が安全で快適に通行できるアクセス道路の整備を進めます。 • （仮称）No.4・（仮称）No.5 駅では、周辺地域の特性を踏まえ、駐輪場など必要な施設を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。No.5 駅では、周辺地域の特性を踏まえ、駐輪場など必要な施設を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。

公園・緑地等の整備方針

⑴ 身近な自然環境の保全と整備
• 東京都と連携して狭山丘陵や残堀川などの豊かな自然環境の維持・保全を図ります。 • 警察と連携してパトロールなどを行うことで、不法投棄の対策を図ります。
⑵ 水とみどりをいかしたネットワークづくり
• 狭山丘陵や大規模公園などのみどりの拠点を残堀川自転車道や野山北公園自転車道などで結ぶとともに、残堀川の連続する水辺空間をいかして、水とみどりのネットワークの形成を図ります。 • 野山北・六道山公園の整備と合わせて、湧水の活用によるジュウガ池の再生などを検討します。野山北・六道山公園の整備と合わせて、湧水の活用によるジュウガ池の再生などを検討します。
⑶ まちの潤いとなる農地の保全と活用
• 生産緑地地区をはじめとする農地は、体験型市民農園としての活用を検討します。 • 生産緑地地区以外の市街化区域内農地の中で、都市環境の保全や防災上の観点から効用のある農地については、貴重なみどりのオープンスペースとして、生産緑地地区への追加指定を促進します。 • 大規模農地である多摩開墾は、良好な農地として保全を図ります。
⑷ コミュニティを育む場所となる公園づくり
• 野山北・六道山公園、山王森公園など都市計画公園の整備・充実を図ります。 • 山王森公園は野山北公園自転車道と残堀川の結節点であることから、水とみどりの良好な環境づくりに配慮した公園整備を図ります。 • 岸地区や伊奈平地区など公園や児童遊園の分布が少ない地区は、新たな公園、児童遊園のほか、生産緑地地区など貴重な緑地空間を活用した憩いの場の確保を検討します。 • 公園・緑地の維持・管理の充実、緑化促進に関する市民と市との協議・協働の仕組みづくりを進めます。
⑸ 環境と共生した河川の整備と維持・管理
• 残堀川では、東京都と連携し、魚や鳥が住みやすい水辺環境や緑地空間の維持管理に努めます。 • 残堀川沿いでは、自転車道や遊歩道を快適に利用できるよう、水辺と一体となった潤いある空間づくりに向け、公園やトイレ・休憩施設の整備などを検討します。

安全・安心まちづくりの方針

⑴　災害に強い市街地づくり
• 立 3・2・4 号新青梅街道線、立 3・4・40 号松中残堀線、立 3・5・20 号東大和武蔵村山線、主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道など、幹線道路における沿道建築物の不燃化を誘導します。 • ブロック塀の倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道にあるブロック塀を生け垣へ変更することを奨励し、震災に強いまちづくりを進めます。
⑵　安全性を支える都市基盤づくり
• 特定緊急輸送道路に指定されている立 3・2・4 号新青梅街道線、立 3・4・40 号松中残堀線は、沿道建築物の耐震改修等を促すとともに、耐震改修等に関する助成制度の活用を推進します。 • 一般緊急輸送道路に指定されている主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道は、緊急輸送ネットワークの重要性を考慮し、沿道建築物の耐震化に関する助成制度を検討します。 • 小山内運動広場などは、地権者の理解を得ながら避難空間や延焼遮断帯として、機能の維持・向上を図ります。
⑶　災害に備えた対策と体制づくり
• 横丁川周辺や伊奈平地区をはじめ、大雨時に氾濫や道路冠水のおそれがある地区では、各戸における雨水流出抑制施設の整備や雨水排水のための公共下水道整備を推進し、水害に強いまちづくりを進めます。 • 岸・三ツ木地区の狭山丘陵に分布する土砂災害特別警戒区域及び警戒区域では、災害時の避難や安全性の確保に関する啓発活動や災害情報、避難情報の提供などを通して、防災・減災対策を図ります。
⑷　防犯に配慮したまちづくり
• LED 防犯灯や防犯カメラの設置、空家等の対策により、防犯性の高いまちづくりを進めます。

景観・環境まちづくりの方針

⑴ 美しい街並みへの誘導

- 「東京都景観計画」の景観基本軸（丘陵地景観基本軸）に指定されている主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道以北の地域は、市民、事業者、市、東京都等が連携して狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、丘陵地の特性と調和した景観の形成を図ります。
- 「まちづくり条例」に定める狭山丘陵景観重点地区（主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道以北）は、建物の色彩や緑化の基準に基づき、良好な景観形成を図ります。
- 立 3・2・4 号新青梅街道線沿道では、街路樹などによる緑化や無電柱化等により、美しい道路景観の形成を図るとともに、地区計画制度等の活用などにより沿道の緑化を誘導し、道路空間と沿道の土地利用が調和した個性と魅力ある街並みの形成を図ります。
- 岸・三ツ木地区の主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道沿道周辺では、狭山丘陵の景観形成に配慮し、歴史的な資源や生け垣などのみどりをいかしたゆとりある街並みの形成を図ります。
- 多摩都市モノレール新駅周辺の建築物等は、にぎわいと活力ある都市景観や、狭山丘陵のみどりや里山景観に配慮しつつ、色彩のコントロールや屋外広告物の規制など景観の取組について検討します。
- 残堀川周辺では、東京都と連携し、水辺空間をいかした魅力的で潤いある景観形成を促進します。
- 低層住宅地は、それぞれの地域特性をいかし、「まちづくり条例」に基づく地区まちづくり計画等の活用により、良好な街並みの形成を図ります。
- 須賀神社、宿薬師堂、宿の子育地蔵尊などの歴史的資源や屋敷林などの歴史的景観の保存を図ります。
- グリーンタウン武蔵村山は良好な街並みを維持・保全します。

⑵ 環境に配慮したまちづくり

- 狭山丘陵や残堀川などの河川、農地などへの不法投棄防止のため、市民、自治会、事業者及び市等が連携して対応を図ります。

活力あるまちづくりの方針

⑴　誰もがいきいきと生活できるまちづくり
• 保育所や子育てセンター（地域子育て支援拠点）など地域における子育て支援環境の整備を進めます。 • 多摩都市モノレール新駅周辺では、子育て世代の生活利便性の向上を図り、活力や魅力あるまちづくりに向けて、滞在空間の創出などの取組について検討します。
⑵　商業・農業・工業の振興
• 中原・岸地区のサブ核では、多摩都市モノレールの延伸や周辺の土地利用の動向を踏まえ、日常生活の拠点として機能するための商業・サービス施設などの集積を図ります。 • 主要地方道新宿青梅線⑸青梅街道や伊奈平地区等の主要道路沿道では、歩行空間の整備・改善により身近な商業機能の維持・活性化を支援します。 • 生産緑地地区を体験型市民農園として活用するなど、生産者と周辺住民との交流を育み、土とふれあえる機会を充実させ、都市農業の振興を図ります。 • 多摩開墾については農業の拠点として農地の有効活用を推進し、良好な営農環境の保全を図ります。
⑶　観光の振興とレクリエーションの充実
• 総合運動公園周辺は、スポーツ施設が集積するエリアとして、里山民家周辺は里山体験施設、文化学習の場として、東京都と連携し、整備・充実を図ります。 • 既存施設へのアクセス道路や駐車場の整備・充実を図ります。 • 三ツ藤・三ツ木地区の憩いの核では、サイクルツーリズムの推進等、自転車等を活用したレクリエーションの充実を図ります。